

前記の「合併に向けた課題」を踏まえ、
より具体的にどのように協議を進めるべきか考察してみる。

～ 第3章 ～ 先進事例からみた合併協議の進め方について

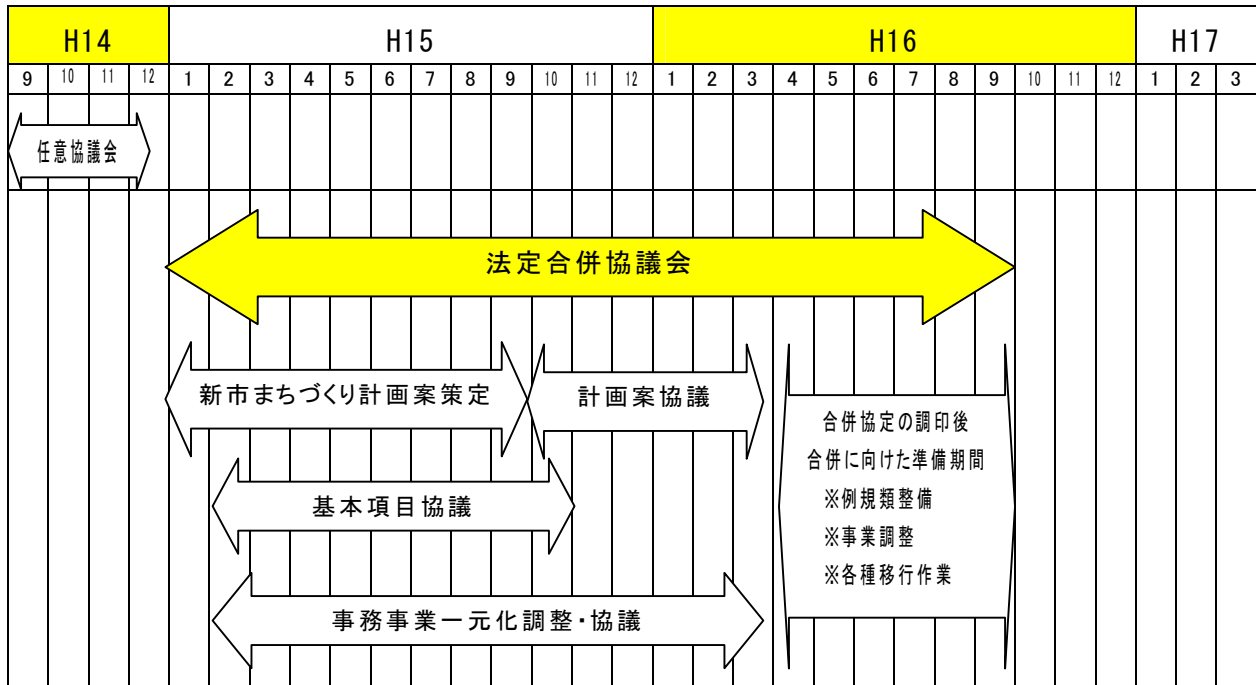
1. 協議の進め方

(1) スケジュールの基本的考え方

市町村合併問題は、平成17年3月という時限的な条件がある中で、合併するか・しないかの議論を行う必要がある。その判断材料となる新市まちづくり計画（新市町村建設計画）の策定や合併に向けた事務の一元化については、より時間をかけて充実した議論が必要である。

一方で、法期限である平成17年3月ぎりぎりの年度末の合併は、（新設合併の場合）出納整理期間がないことや、その前後の多忙さを考慮すると、秋ぐらい（10月）の時期の合併が望ましいとされている。

総務省マニュアルによる合併協議スケジュールは、法定合併協議会の準備期間から合併まで22ヶ月（準備2ヶ月、新市まちづくり計画策定6ヶ月、協定項目協議8ヶ月、合併準備6ヶ月）を要することになっているが、今後、平成16年度までに本地域では、首長・市町村議会選挙等の多くの選挙が予定されているところであり、これらを踏まえ、現合併特例法の期限までに合併をめざす場合、平成14年12月の法定合併協議会の設立が望ましい。



(2) 協議の方法

実質的な協議は法定（地方自治法252条の3第2項・合併特例法第3条）の合併協議会で行うことになるが、この時限的な条件の中で効率的かつ充実した議論を進めるため、法定協議会設置前の準備組織としていわゆる「任意の協議会」を設け、事前に合併する場合のめざすべき時期（協議の期間）や協議事項の確認、その他、協議を効率的かつ円滑に進めるための先行的な準備作業（事務事業現況調査等）を行う必要がある。

(3) 任意の協議会

①設置目的

前項による（ただし、限られた時間の中で、法定合併協議会の有意義な議論を引き出すため本協議会は4ヶ月程度の活動期間が望ましい。）

②組織・協議事項

会議	想定される一般的な協議事項	構成	備考
協議会	①関係市町村の合併に関する事項 (合併の可否を含む。) ②行政現況の調査 ③関係市町村が合併した場合における地域の将来構想についての意見交換及び新市まちづくり計画の策定方針についての協議 ④法定合併協議会設置に関する事前協議(協議項目の選出・協議会組織に関する検討) ⑤その他(基本4項目の協議方針等)	①関係市町村の長、助役又は関係市町村の職員のうちから、市町村の長がそれぞれ指名した者 ②関係市町村の議会の議長及び市町村の議会の議員のうちから市町村の議会の議長がそれぞれ指名した者 ※先進事例では、任意の協議の段階で①②に加え③関係市町村の長が協議して定めた学識経験を有する者を加える場合がある。	原則として公開とする。
幹事会	合併協議会に提案する事項について、協議又は調整する組織。	助役及び企画、総務、財政部門の部課長級職員で構成する。	
専門部会	調整が必要な事項について専門的に調査をし、合併協議会に提案する資料(原案)を作成する組織。 【部会例】※総務省マニュアルによる。 <ul style="list-style-type: none"> ● 総務部会 ● 企画部会 ● 住民部会 ● 福祉部会 ● 産業経済部会 ● 建設部会 ● 都市計画部会 ● 上下水道部会 ● 教育部会 ● (電算情報部会) ● 議会事務局部会 	部課長級職員で構成する。	
分科会	専門部会における作業を実際に行う組織。合併を想定した場合に、調整が必要な項目の調査をし、現状と問題点の把握、調整素案を作成する。	課長補佐、主幹、係長級職員で構成する。	
事務局	合併協議会の運営を調整し、協議会・協議会幹事会の会議に関する事務を行う組織。	事務局長、次長、その他の職員で構成する。 総務・広報、計画、調整の班を置く。	各市町村・県から派遣(専従)

③任意協議会事務局の業務計画

事業名	内容	備考						
協議会会議運営業務	<p>協議会、幹事会の運営を行う。</p> <table border="1" data-bbox="516 241 1344 999"> <tr> <td data-bbox="516 241 625 657">第1回</td> <td data-bbox="625 241 1344 657"> ①規約報告 ②事業計画・予算素案の協議 ③「事務事業現況調査実施要領」の説明・協議 ④「電算情報システム現況調査事業実施要領」の説明・協議 ⑤「住民意識調査事業実施要領」の説明・協議 ⑥任意協議会「申し合わせ事項」案の説明 ⑦法定協議会協議基本項目選定の説明 ⑧合併問題勉強会「地域の将来像について」の説明 ※終了後研修会を実施(法制度、国県の支援制度、法定協議会運営) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="516 657 625 848">第2回</td> <td data-bbox="625 657 1344 848"> ①任意協議会決定事項案の協議 ②法定協議会協議基本項目選定の協議 ③事務事業一元化協議方針案の説明 ④法定協議会設置規約・予算案等の説明 ⑤「地域の将来像について」の協議 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="516 848 625 999">第3回</td> <td data-bbox="625 848 1344 999"> ①事務事業一元化協議方針案の協議 ②法定協議会設置規約案等の協議 ③調査事業の報告 ④任意協議会の解散 </td> </tr> </table>	第1回	①規約報告 ②事業計画・予算素案の協議 ③「事務事業現況調査実施要領」の説明・協議 ④「電算情報システム現況調査事業実施要領」の説明・協議 ⑤「住民意識調査事業実施要領」の説明・協議 ⑥任意協議会「申し合わせ事項」案の説明 ⑦法定協議会協議基本項目選定の説明 ⑧合併問題勉強会「地域の将来像について」の説明 ※終了後研修会を実施(法制度、国県の支援制度、法定協議会運営)	第2回	①任意協議会決定事項案の協議 ②法定協議会協議基本項目選定の協議 ③事務事業一元化協議方針案の説明 ④法定協議会設置規約・予算案等の説明 ⑤「地域の将来像について」の協議	第3回	①事務事業一元化協議方針案の協議 ②法定協議会設置規約案等の協議 ③調査事業の報告 ④任意協議会の解散	総務 広報
第1回	①規約報告 ②事業計画・予算素案の協議 ③「事務事業現況調査実施要領」の説明・協議 ④「電算情報システム現況調査事業実施要領」の説明・協議 ⑤「住民意識調査事業実施要領」の説明・協議 ⑥任意協議会「申し合わせ事項」案の説明 ⑦法定協議会協議基本項目選定の説明 ⑧合併問題勉強会「地域の将来像について」の説明 ※終了後研修会を実施(法制度、国県の支援制度、法定協議会運営)							
第2回	①任意協議会決定事項案の協議 ②法定協議会協議基本項目選定の協議 ③事務事業一元化協議方針案の説明 ④法定協議会設置規約・予算案等の説明 ⑤「地域の将来像について」の協議							
第3回	①事務事業一元化協議方針案の協議 ②法定協議会設置規約案等の協議 ③調査事業の報告 ④任意協議会の解散							
協議会だより発行業務	協議会の協議状況についての情報提供を行う。(会議毎)	総務 広報						
ホームページ運営業務	協議会の協議状況についての情報提供を行う。 協議会毎の更新を行う。	総務 広報						
新市まちづくり計画策定準備業務	まちづくりに関する基礎的データの収集や関係市町村の主要プロジェクト事業・政策の調査・整理、新市まちづくり事業の候補検討	計画						
新市将来構想住民アンケート調査業務	<p>新市まちづくり計画策定の基礎資料とするため、</p> <p>①合併問題の関心・必要性等の認識度 ②合併に対する期待や不安 ③居住地の住みやすさや魅力に感じる事(生活環境の評価・満足度) ④新市のめざすべき将来像と優先施策 ……等のサンプル調査を行う。</p>	計画						
事務事業現況調査業務	全ての事務事業(先進事例では約 4000 項目)の現況を市町村毎に調査する。(事務事業・関係例規類等)	調整						
電算情報システム現況調査業務	関係市町村で稼働している電算・情報システムの現況を把握し、合併した場合の「各システムのあり方」の検討材料とする。	調整						
市町村合併説明会実施業務	協議会の協議状況等について関係市町村毎に説明会を開催する。(1回) ※各市町村が独自に行う場合もある。	共通						
市町村合併出張説明業務	協議状況等について説明するとともに、合併協議に関する意見等を聴くことにより、市民等の協議会運営に対する関心を高め、合併問題に対する理解と参加意識を促し、もって市民と将来のまちづくりを考える機会の拡充を図ることを目的に 10 名程度のグループを対象として出張説明を行う。	共通						

④任意協議会事務局組織と所掌事務

前項に掲げる事務を処理するため、事務局に局長、次長及び総務班、計画班、計画班を置く。各班の分掌事務は以下のとおりとする。

係名	分掌事務	具体的作業内容
総務・ 広報班	1)庶務及び会計に関すること。 2)協議会予算に関すること。 3)協議会の会議に関すること。 4)協議会の広報及び広聴に関すること。 5)国・県との連絡調整に関すること。 6)合併に関する資料の編さん及び調整等に関する こと。 7)その他他の班に属さないこと。	1)協議会運営(3回)業務 2)幹事会運営(3回)業務 3)協議会幹事会結果取りまとめ広報業務 4)協議会だより発行業務 5)ホームページ運営業務 6)その他広報資料作成業務 7)法定合併協議会関連規約等検討業務 8)全体スケジュール管理業務 9)研修視察受入業務 10)庶務・物品管理業務 11)会計・予算管理業務
計画班	1)新市将来構想に関すること。 2)財政計画に関すること。 3)県事業との調整に関すること。	1)まちづくりに関する基礎的データ調査分析 業務 2)関係市町村プロジェクト事業・政策の調査 業務 3)県プロジェクト事業・政策の調査業務 4)新市まちづくり事業の候補検討業務 5)新市まちづくり計画策定方針検討業務 6)新市将来構想住民アンケート調査業務 7)個別計画現況調査業務 8)その他新市まちづくり計画策定準備業務
調整班	1)事務事業実態調査に関すること。 2)各種事務事業の調整に関すること。	1)事務事業現況調査業務 (市町村別事務事業の把握) 2)電算情報システム現況調査業務 (市町村別電算情報システムの把握) 3)例規類現況調査業務 4)事務事業一元化協議方針案検討業務 5)各市町村専門部・分科会設置調整業務
共通	1)その他法定合併協議会設置の準備に 関すること。 2)各市町村専門部・分科会との調整に関 すること。 3)その他広報広聴全般に関すること。 4)各市町村との連絡調整に関すること。	1)法定合併協議会設置準備業務 2)法定協議会の協議項目検討業務 3)住民公開用資料作成業務 4)その他広報広聴業務 5)市町村合併説明会実施業務 6)市町村合併出張説明業務

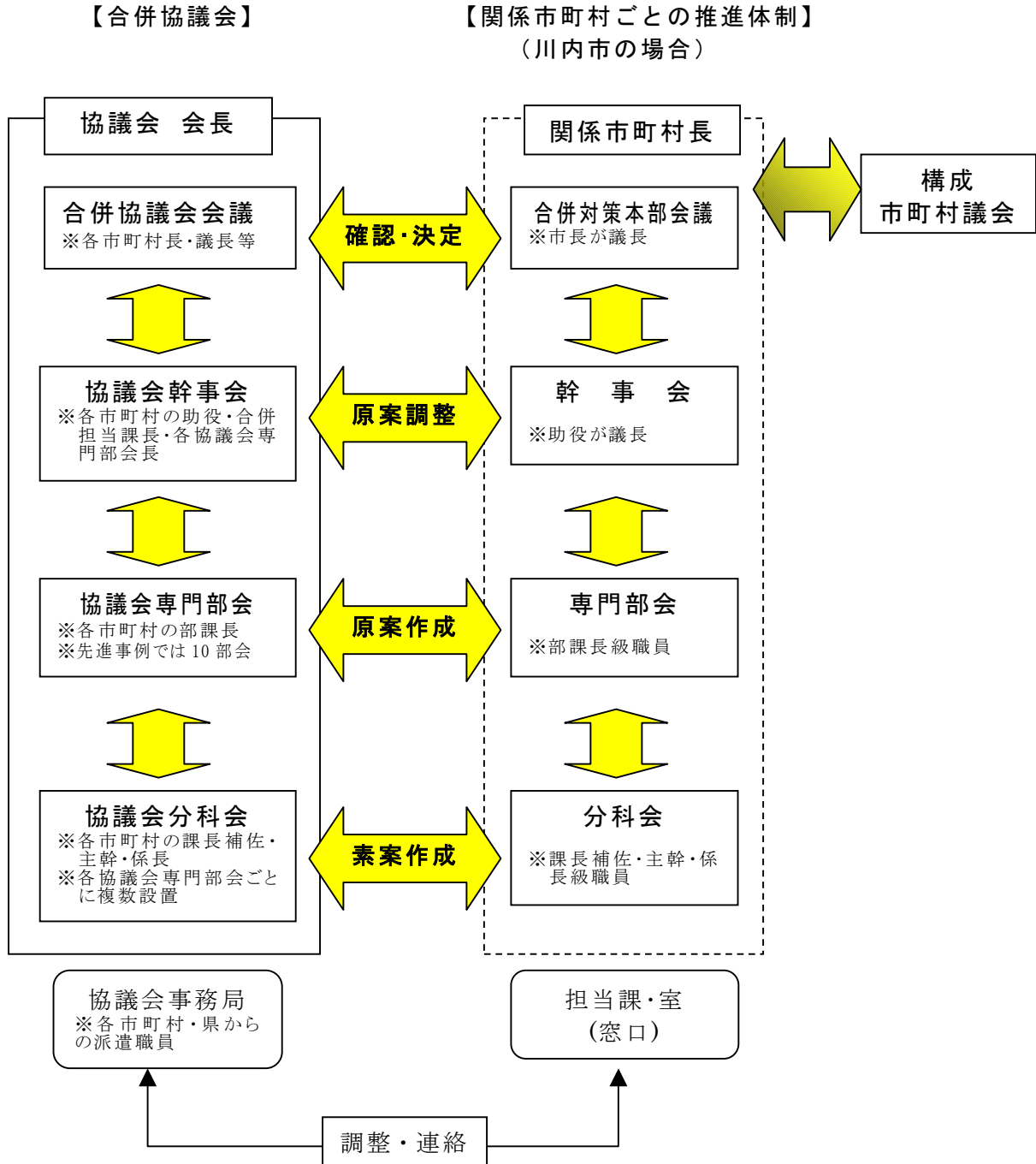
⑤任意の合併協議会設立に向けた、想定される準備（本年7月から8月）

各市町村の合併担当課長及びそのスタッフからなる合併協議準備会をできるだけ早く立ち上げる必要がある。

この準備会では、更に先進合併事例の資料等を収集・勉強することにより、早急に合併協議の全体像を把握し、合併協議会設置後直ちに本格的な作業に取りかけられるよう、以下の作業を行う必要がある。

項目	内容	備考
規約等作成	① 協議会規約 ② 幹事会規程 ③ 専門部会規程 ④ 事務局規程 ⑤ 委員等の報酬及び費用弁償に関する規程 ⑥ 会議運営規程 ⑦ 議会会議傍聴規定 ⑧ 会議録等閲覧に関する要綱 ⑨ 財務規程 ⑩ 予算事務規定 ⑪ 協議会出張説明実施要綱	
協議会 運営企画	① 事業計画 ② 収支予算(各市町村の負担金額の調整を含む)	
事業計画	① 行政現況調査実施要領の作成・準備 ② 電算・情報システム現況調査事業実施要領の作成・準備 ③ 住民意向調査実施要領の作成・準備 ④ 新市まちづくり計画事業の検討	
委員等の人選	① 協議会委員の人選 ② 幹事会、専門部会、分科会の人選	
広報広聴	① 市町村広報誌への掲載依頼 ② 説明会等の準備	
事務局	① 職員の人事(発令・県職員) ② 派遣協定の案作成と締結 ③ 執務室調度品等の確保	
その他	① 委員・議員・職員のための合併研修会の準備 ② 各市町村の合併担当課・専門部会等協議体制の確立 ③ 一部事務組合との協議 ④ 業務委託準備 ⑤ 記者発表 ⑥ 会議日程・会場の確保	

⑥合併協議会<組織イメージ>



(4) 法定の合併協議会

①設置目的

合併の可否を含む、関係市町村の合併に関する協議、新市のまちづくりに関する基本的な計画の作成、その他、合併に関し必要な事項の協議を行うことを目的として本年12月に設置する。

②組織・協議事項

会議	想定される一般的な協議事項	構成	備考
協議会	①関係市町村の合併に関する協議(合併の可否を含む。) ②新市の建設に関する基本的な計画の作成 ③その他の合併に関し必要な事項	①関係市町村の長、助役又は関係市町村の職員のうちから、市町村の長がそれぞれ指名した者 ②関係市町村の議会の議長及び市町村の議会の議員のうちから市町村の議会の議長がそれぞれ指名した者 ③関係市町村の長が協議して定めた学識経験を有する者	原則として公開とする。
幹事会	合併協議会に提案する事項について、協議又は調整する組織。	助役及び企画、総務、財政部門の部課長級職員で構成する。	
専門部会	調整が必要な事項について専門的に調査をし、合併協議会に提案する資料(原案)を作成する組織。 【部会例】※総務省マニュアルによる。 <ul style="list-style-type: none"> ● 総務部会 ● 企画部会 ● 住民部会 ● 福祉部会 ● 産業経済部会 ● 建設部会 ● 都市計画部会 ● 上下水道部会 ● 教育部会 ● (電算情報部会) ● 議会事務局部会 	部課長級職員で構成する。	
分科会	専門部会における作業を実際に行う組織。合併を想定した場合に、調整が必要な項目の調査をし、現状と問題点の把握、調整素案を作成する。	課長補佐、主幹、係長級職員で構成する。	
事務局	合併協議会の運営を調整し、協議会・協議会幹事会の会議に関する事務を行う組織。	事務局長、次長、その他の職員で構成する。 総務・広報、計画、調整の班を置く。	

③想定される事務・事業計画

事業名	内容	備考
協議会会議運営業務	協議会、幹事会の運営を行う。	総務 広報
広報広聴業務	下記の協議会だより、ホームページ、説明会、出張説明等の他、来訪者対応や、電話・電子メール等による広聴活動を行う。	総務 広報
協議会だより発行業務	協議会の協議状況についての情報提供を行う。 ※毎月発行	総務 広報
ホームページ運営業務	協議会の協議状況についての情報提供を行う。 協議会毎の更新を行う。	総務 広報
新市まちづくり計画策定・調整業務	新市まちづくり計画の作成とこれに係る広報広聴活動並びに関係機関協議、事業調整等を行う。 なお、最近の事例では、計画案はワークショップの実施など住民参画による策定を行っており、本地域も配慮する必要があると思われる。 【計画の内容】 ①新市の特性 ②主要な課題 ③まちづくりの基本方針(理念・将来像) ④分野別計画 (新市及び県が実施する具体事業を示す。) ⑤公共施設統合整備 ⑥財政計画	計画
事務事業現況調査業務 事務事業一元化業務	任意協議会で調査した関係市町村毎の事務事業(先進事例では約 4000 項目)を比較できるよう取りまとめ、課題を整理し、調整方針を立て、一元化を図る。	調整
市町村合併説明会実施業務	協議会の協議状況等について関係市町村毎に説明会を開催する。	共通
市町村合併出張説明業務	協議状況等について説明するとともに、合併協議に関する意見等を聴くことにより、市民等の協議会運営に対する関心を高め、合併問題に対する理解と参加意識を促し、もって市民と将来のまちづくりを考える機会の拡充を図ることを目的に 10 名程度のグループを対象として出張説明を行う。	共通
その他、合併する場合の準備に関する事前調整	主要事業の調整等の政策調整 合併に向けた法的手続きの準備 電算情報システムの総合調整 新例規類審査方法の検討・調整 事務処理マニュアルの作成(事務の手引き)準備 市民への周知準備(手続き・窓口・料金・手当等) 各施設の改修・移転計画の作成 合併準備に関する予算の検討 一部事務組合の規約改定等必要事務の検討・調整	

※総務、計画、調整班の業務区分は作業進捗の状況により常に見直しを行う必要がある。

④法定合併協議会設立に向けた、想定される準備項目（本年10～11月）

各市町村の合併担当課長及びそのスタッフからなる合併協議準備会をできるだけ早く立ち上げる必要がある。

については、更に先進合併事例の資料等を収集・勉強することにより、早急に合併協議の全体像を把握するとともに、合併協議会設置後直ちに本格的な作業に取りかけられるよう、任意協議会においては以下の作業を行う必要がある。

項目	内容	備考
規約等作成	協議会規約 幹事会規程 専門部会規程 事務局規程 委員等の報酬及び費用弁償に関する規程 会議運営規程 議会会議傍聴規定 会議録等閲覧に関する要綱 財務規程 予算事務規定 協議会出張説明実施要綱	
協議会 運営企画	事業計画 収支予算(各市町村の負担金額の調整を含む)	
事業計画	<u>協議会運営申し合わせ事項案の検討</u> <u>新市まちづくり計画策定の基本方針案の検討</u> <u>主要事業(プロジェクト)の選定準備</u> <u>事務事業一元化の協議方針案の検討</u> <u>事務事業現況調査実施要領の作成・準備</u> <u>電算・情報システム統合化基本方針の検討</u>	
委員等の人選	協議会委員の人選 幹事会、専門部会、分科会の人選	
広報広聴	市町村広報誌への掲載依頼 説明会等の準備	
事務局	職員の人事(発令) 派遣協定の案作成と締結	
その他	委員・議員・職員のための合併研修会の準備 業務委託準備 記者発表 会議日程・会場の確保	

2. 想定される協議項目

(1) 自治体の存立に関わる基本的な事項

	項目
1	合併の方式
2	合併の期日
3	新市の名称
4	事務所の位置

(2) 事務事業の一元化に関わる事項

	項目	備考
5	財産の取扱い	
6	市議会議員の定数及び任期	法規定事項
7	農業委員会委員の定数及び任期	法規定事項
8	地方税の取扱い	法規定事項
9	一般職の職員の身分の取扱い	法規定事項
10	特別職の職員の身分の取扱い	
11	条例、規則等の取扱い	
12	事務組織及び機構の取扱い	
13	一部事務組合等の取扱い	
14	(外郭団体等の取扱い)	
15	使用料・手数料の取扱い	
16	公共的団体等の取扱い	
17	補助金・交付金等の取扱い	
18	町名・字名の取扱い	
19	慣行の取扱い	
20	国民健康保険制度の取扱い	
21	介護保険制度の取扱い	
22	消防団の取扱い	
23	行政区の取り扱い	
24	諮問機関の取り扱い	
25	上下水道事業の取り扱い	
26	(その他公営企業等の取扱い)	
	●以下、各種事務事業の取扱い	
27	(政策調整(実施計画))	
28	女性政策	
29	広域行政事務組合	
30	姉妹都市事業	
31	国際交流事業	
32	財務会計	
33	総務関係	
34	電算システム	
35	広報広聴事業	
36	(市民活動支援施策)	
37	納税関係事業	
38	消防防災関係事業	
39	交通事業	
40	窓口業務	
41	同和対策	

42	保健衛生事業	
43	診療所事業	
44	伝染病予防対策事業	
45	結核予防対策事業	
46	休日・準夜診療	
47	障害者福祉	
48	高齢者福祉	
49	児童福祉	
50	保育事業	
51	生活保護事業	
52	その他福祉事業	
53	健康づくり事業	
54	ごみ対策・収集運搬事業	
55	環境対策	
56	農林水産業振興	
57	商工・観光振興	
58	勤労者・消費者関連事業	
59	建設関係事業	
60	都市計画	
61	地籍調査	
62	上下水道事業	
63	通学区	
64	学校教育	
65	文化振興	
66	コミュニティ施策	
67	生涯学習	
68	教育協議会	
69	社会福祉協議会	
70	定住対策事業	
71	選挙関係	
72	その他事業	
73	任意の協議会	

(3) 新市建設計画に係る事項

	項目	備考
74	新市建設計画	法規定事項
75	財政計画	法規定事項

3. 円滑な協議を進めるために

本地域における合併協議の進め方について先進事例等を参考に整理してみたが、今後の協議を円滑に進めるには行政担当者として以下の点を留意する必要があると思われる。

- 協議会会議と議事録を原則公開とし、協議過程の透明性を図りながら、積極的な広報広聴を進め、市民の関心を高め、合併問題に対する理解を促す必要がある【**情報公開**】
- 住民には、合併をすると住民の意見が施策に反映されにくくなるという懸念や行政サービスが低下するのではないかという懸念が根強くあるため、新市まちづくり計画の策定段階などでしっかりと議論が不可欠である。そこで住民の議論への参加意識を促し、住民と将来のまちづくりを考える機会の拡充を図る必要がある。【**住民参画**】
- 協議議題の周到な準備はもちろんのこと、協議状況に応じながら的確なスケジュールの管理に努める必要がある。【**効率的な会議運営**】
- 関係市町村の全職員が関わる取組になるため、職員の十分な事前の研修を行う必要がある。【**職員への啓発**】
- 他の市町村のいわゆる駆け込み事業の疑念や、行政内容について誹謗中傷をすることなく、関係市町村職員間の信頼関係の構築と意思疎通(コミュニケーション)を深める機運づくりが必要である。【**意思の疎通**】